

## 令和7年度秋田市老人いこいの家一般廃棄物収集運搬業務委託仕様書

### 1 目的

当該業務は、秋田市老人いこいの家3館から発生する一般廃棄物（事業所ごみおよび資源化物）を収集し、処分施設へ運搬することを目的とする。

### 2 業務実施場所（対象施設）

施設名	所在地
八橋老人いこいの家	秋田市八橋本町一丁目4番3号
飯島老人いこいの家	秋田市飯島字堀川84番地191
大森山老人と子どもの家	秋田市浜田字出小屋333番地の1

### 3 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 4 業務内容

受託者は、一般廃棄物（事業所ごみおよび資源化物）を、次のとおり収集し、処分施設へ運搬する。

#### (1) 収集回数

	事業所ごみ (家庭ごみに準ずる)	資源化物	
		金属類	空き缶等※
八橋老人いこいの家	週1回	年6回(偶数月)	年6回(偶数月)
飯島老人いこいの家		月1回	月1回
大森山老人と子どもの家		月2回	月2回

※空き缶等：空き缶、空きびん、ガス・スプレー缶、使用済み乾電池、ペットボトル、古紙類

#### (2) 運搬先

##### ア 事業所ごみ

秋田市総合環境センター（秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1）

##### イ 資源化物（古紙を除く）

秋田市リサイクルプラザ（秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1）

ウ 古紙については、受託者の責任において、回収業者へ引き渡しすること。

#### (3) 運搬処理量（参考）

ア 令和6年度の実績（令和6年4月～令和6年12月）

（単位：kg）

	事業所ごみ	資源化物
八橋老人いこいの家	88	25
飯島老人いこいの家	173	48
大森山老人と子どもの家	81	37

イ 令和5年度の実績（令和5年4月～令和6年3月）

（単位：kg）

	事業所ごみ	資源化物
八橋老人いこいの家	285	64
飯島老人いこいの家	310	84
大森山老人と子どもの家	245	70

## 5 処理要領

受託者は、業務実施にあたって、次の事項に留意すること。

- (1) 収集日については、各施設と協議のうえ、決定すること。  
※施設の休館日：月曜日（第3週は日曜日）、祝日の翌日、年末年始
- (2) 関係法令、条例等で定められた事項を遵守すること。
- (3) 施設利用者等の安全確保に留意し、事故防止に努めること。
- (4) 当該施設の業務に支障をきたさないよう、施設管理者と連絡を取りながら行うこと。
- (5) 当該施設的美観と清潔を保ち、施設等に損害を与えることのないように万全を期すこと。
- (6) ごみ収集作業時および投棄場においては、それぞれの職員の指示に従うこと。
- (7) ごみ運搬車は、ごみが飛散しないように被覆すること。
- (8) その他必要な事項は、秋田市長寿福祉課の指示に従うこと。

## 6 業務の報告

受託者は、毎月の業務実施状況について記載した実績報告書および業務完了報告書を作成し、翌月10日までに秋田市長宛てに提出すること。（3月分にあつては、同月の末日）

なお、業務委託料については、毎月の実績報告書を受理するごとに、業務委託料を12で除した額を支払うものとする。

## 7 委託費用の負担

- (1) 人件費、事務費、ごみ処理手数料その他委託業務に必要な経費は、すべて受託者の負担とする。
- (2) 受託者が故意または過失により設備等を破損した場合は、すべて受託者の負担とする。
- (3) 委託された通常のごみ以外（粗大ごみ等）の処理に関しては、協議のうえ決定する。